

静岡県告示第93号

漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号。以下「省令」という。）第28条第1項の規定に基づき、漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定による報告について次のように定めたので告示する。

令和3年2月12日

静岡県知事 川勝平太

1 報告の方法

送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、書面により行うことができる。

2 報告の期限

漁業権者は、次の表の左欄に掲げる漁業権の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、省令第28条第2項に掲げる事項を報告するものとする。

漁業権の種類	期限
個別漁業権	翌年の2月末まで
団体漁業権（第5種共同漁業を内容とするものを除く。）	翌年の4月末まで
第5種共同漁業を内容とする団体漁業権	翌年の6月末まで